

福島県関係文書

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	慶応 4	1868	辰		9		兀席湖山抄（開城以後御家督迄諸事書上 明治2年12月迄）	（内容から、藩主松平容保の側近）		縦帳	1	表紙に「雨 三十六」とあり、陸奥国御支配所の絵図挟み込み、舟	9

舟=舟串家文書、詳細は来歴参照のこと

解題 福島県関係文書

史料の概要と特色

ここに紹介する 1 点の史料は茶箱の中に保管されていた文書であるが、他の文書群の中に混入していたものである。この文書は、1950 年代初頭、水産庁の委託を受けた財団法人日本常民文化研究所（アチックミューゼアム）が全国の漁村史料調査をした際に収集されたものである。現在は独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されている。今回の再整理の結果、目録化し「福島県関係文書」として公刊することにした。

その 1 点の文書は、今回の作業中に「舟串家文書」と銘打った一括りの文書の中から発見された慶応 4 (1868) 年辰 9 月『元席湖山抄』(目録番号 1) である。表紙に「雨三十六」と記され、石井氏蔵書の朱印が 2 頭押印されている。また、和綴じの装丁も堅牢な仕立てになっている。「開城以後御家督迄、従慶応四辰九月至明治二巳十二月」の副題が付いている。さらに、中表紙には「若松御開城以後諸書留」、「御開城ニ付品々取計并御二方様御進退御達 御家來於猪苗代謹慎中御達取計扣」とあり、ここに綴られている文書の内容がおよそ分かる。これは会津藩降伏時に関する記録である。一般的には、この時期（年代）の史料の残存数が少ないと目されているところからも貴重な史料といえよう。

様式としては、日次形式で公的な御留書のようでもある。处处に朱筆も入り、およそ 115 点の古文書が綴られている。厚さは 5cm ほどあり、文書の写が多く収録されている。作者は城主松平容保の側近と推測されるが、実際に執筆した人物は側近の家来（家司）と思われる。この史料の原所蔵者は今のところ分かっていない。当時落城に関わった人物名も史料から確認できる。周知のごとく、奥羽越列藩同盟諸藩の中でも処分は会津藩に最も重く、封土も没収され、旧高 23 万石から新高 3 万石とされた。慶応 4 年 9 月落城した後の降伏から、明治 2 年 11 月斗南藩として再興するまでの記録であり、この間における旧会津藩士の動静が窺われる。幕末の若松城落城の周辺を研究する上に役立つ史料である。

この史料には、新政府の処分の内容も記録されている。慶応 4 年 9 月、会津藩重役らが認めた、主君松平容保と嫡子喜徳親子への寛大な御沙汰を祈念した歎願書の下書きがそのまま綴られ、当時の重臣らの氏名を知ることができる。「菅野権兵衛長修・梶原平馬景武・内藤介右衛門信節・原田対馬種龍・山川大蔵重栄・海老名郡治・井深茂右衛門重常・田中源之進玄・倉沢右兵衛重為」とある。明治 2 年 5 月、藩主に代って反逆首謀の罪により藩士菅野権兵衛が切腹した事実についても記されている。この分厚い史料（縦帳）には、「陸奥国御支配所の絵図」と標題のある下北半島の斗南藩の絵図も挟み込まれていた。

(文責 鈴木江津子)